

公益社団法人全国野球振興会 賛助会員規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第5条に基づき、公益社団法人全国野球振興会（以下「この法人」という）の賛助会員に関する事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 この法人の設立の趣旨、目的に賛同し、その事業の維持、発展を援助するために、所定の年会費を納める団体および個人をこの法人の賛助会員とする。

(年会費)

第3条 年会費は会員の種別に従い、下記の通りとする。

(1) レギュラー会員 年額1口 10,000円

(2) スペシャル会員 年額1口 100,000円

(入会)

第4条 賛助会員になろうとする者は、別に定める「会員の入会および退会に関する規則」に従う。

(有効期限)

第5条 会員の有効期限は、入金月より次年度同月末までの1年間とし、継続会員については、会費入金月より次年度同月末までの1年間とする。

(会員の特典)

第6条 賛助会員の特典は、会員の種別に従い、別表に定める。

(資格喪失)

第7条 賛助会員は、定款の第8条から第10条に定める事項に該当するとき、その資格を失う。

(既納会費)

第8条 既納の会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。

(補則)

第9条 この規則の改廃は理事会の決議を経て別に定める。

2. この規則の実施に関して必要な事項は理事長が別に定める。

附則

1. この規則は2000年1月1日より施行する。
2. この規則の一部変更は2017年1月1日より施行する。
3. この規則の一部変更は2018年10月1日より施行する。
4. この規則の一部変更は2021年4月1日より施行する。
5. この規則の一部変更は2026年4月1日より施行する。

別表

賛助会員の特典は、会員の種別に従い、下記の通りとする。

（１）レギュラー会員

- ①この法人が任意に選択した、この法人の正会員（プロ野球 OB 選手）の直筆サインボールの進呈。ただし、その中から選択可とする。
- ②この法人が発行する会報誌（季刊）の送付、Web 閲覧の権利
- ③この法人が主催するイベントへの案内及び優先参加権
- ④この法人が発行する会報誌（季刊）で賛助会員名簿への記載
- ⑤この法人が定めた記念品の進呈
- ⑥継続特典権

（２）スペシャル会員

- ①この法人のホームページでのバナー掲載
- ②「全国野球振興会を応援しています」「日本プロ野球 OB クラブのスペシャル会員です」等、賛助会員としてのこの法人の呼称権使用の許諾
- ③この法人が発行する会報誌（季刊）の送付、Web 閲覧の権利
- ④この法人が発行する会報誌（季刊）の広告料の割引
- ⑤この法人が主催するイベントへの案内及び優先参加権
- ⑥この法人の正会員および賛助会員（個人）への各種案内の代行（会報誌発行時。初回無料、２回目以降優待料金）